

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	新潟港海岸（西海岸地区）管理方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、新潟港海岸（西海岸地区）において、市民等が利用するに際して安全管理を適切に行うための安全管理要領（案）の作成、安全利用・避難誘導・立入禁止区域の周知方法の検討、及び利用面を考慮した飛砂防止対策施設の配置計画の検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 松本 祐二 新潟県新潟市中央区入船町4-3778
契 約 年 月 日	平成27年6月11日
契 約 業 者 名	一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区麴町4-5
契 約 金 額	17,982,000円(税込み)
予 定 価 格	17,992,992円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、新潟港海岸(西海岸地区)において、市民等が利用するに際して安全管理を適切に行うための安全管理要領（案）の作成、安全利用・避難誘導・立入禁止区域の周知方法の検討、及び利用面を考慮した飛砂防止対策施設の配置計画の検討を行うものである。</p> <p>本業務においては、海岸の利用に関する体系的整理と課題の抽出をはじめとする専門知識や幅広い経験が必要とされることから、簡易公募型プロポーザル方式による受注者の選定を行うこととし、技術提案書において当該業務について総合的に優れた提案を行った者として（一社）日本マリナー・ビーチ協会を特定したものである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の規定により、（一社）日本マリナー・ビーチ協会と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	新潟市中央区入船町4-3778 新潟港湾・空港整備事務所
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	平成27年6月11日
履 行 期 間 （ 至 ）	平成28年3月25日
備 考	